

秋田県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成29年2月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	横手大森大内線	由利本荘市岩野目沢字舟ヶ森5番地先から字袖ヶ台41番2地先まで

2 供用開始の期日 平成29年2月28日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成29年2月28日から同年3月13日まで(日曜日、土曜日を除く。)